

「第3回かながわともいきアート展」物販事業者公募要項

1 趣旨

神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室（以下「共生推進本部室」とする）では、障害者アートを「ともいきアート」と称して、その魅力を広く普及している。

その一環として、令和8年10月30日（金）から11月8日（日）に共生推進本部室が実施する「第3回かながわともいきアート展～生きること、表現すること～」（以下「展覧会」とする）で物品販売を行う県内事業者（以下「事業者」とする）を選考する手続等について、必要な事項を定めるものとする。

2 展覧会の概要

(1) 開催期間・会場

日時：令和8年10月30日（金）～11月8日（日）10時30分～20時00分

会場：横浜赤レンガ倉庫1号館2階スペース（約560平米）

(2) 展示作品など

ともいきアート（平面・立体）300点程度

〈内訳〉①公募作品…約150作品 ②招待施設作品…約150作品

(3) 昨年度の来場者数 約7,000人

3 物品販売の概要

(1) 事業者数（予定）：3者（①～③）

(2) 販売会場：横浜赤レンガ倉庫1号館2階スペースAの一面（横幅約2m×奥行約1m）

※別紙1「赤レンガ倉庫図面」を参照すること。

※販売は事業所スタッフと事業者に在籍する障害当事者及び支援員等で行うこと。

(3) スケジュール

	10/30 (金)	10/31 (土)	11/1 (日)	11/2 (月)	11/3 (火祝)	11/4 (水)	11/5 (木)	11/6 (金)	11/7 (土)	11/8 (日)
事業者	-	-	-	① ②	-	③	-	①	②	③
販売時間	11時00分～17時00分（曜日に問わず同様の時間とする） ※販売終了時間については、調整のうえ繰り上げも可能									
準備時間	10時00分～11時00分（曜日に問わず同様の時間とする）									

(4) 売上：全額事業者のものとする

(5) 費用負担について：物販で使用する長机・椅子については会場が所有するものを賃借するため、その賃借料は事業者が負担する。

※長机（W=1,800mm、D=450mm、H=700mm）⇒300円/1台/1日 椅子⇒100円/1脚/1日

(6) 駐車スペース：神奈川県庁本庁舎（横浜市中区日本大通1）を利用すること。

4 参加要件

選考に参加する者は、次の要件を全て満たしていること

- ア 障がい者アートをモチーフとした商品を5点以上販売できること。
- イ 商品の搬出入は事業者が行うこと。
- ウ 金銭の収受及び売上の管理は事業者が行うこと。
- エ 県内に事務所を有していること。
- オ 事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- キ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。
- ク 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものを役員に含まないこと。

5 提出書類

- (1) 事業者が販売している障がい者アートをモチーフとした商品の目録やカタログ等【任意様式】
- (2) 令和7年4月～令和8年3月末の販売実績（販売日・販売場所）が分かる一覧表【任意様式】
- (3) 事業者概要（パンフレット可）
- (4) 参加意思表明書【様式1】
- (5) 誓約書【様式2】

6 選定方法

- (1) 参加要件を満たした事業者の中から、共生推進本部室が無作為に抽出するくじ引きで決定する。
- (2) 参加要件を満たした事業者が3者に満たない場合、くじ引きは省略する。

7 スケジュール

- | | |
|----------------|-----------------------|
| (1) 参加意思表明書の受付 | 令和8年9月14日（月）17時まで（必着） |
| (2) 提出書類の受付 | 令和8年9月25日（金）17時まで（必着） |
| (3) くじ引き | 令和8年10月上旬頃（予定） |
| (4) 応募者への結果通知 | 令和8年10月上旬頃（予定） |

8 各提出書類について

参加に必要な提出書類の様式は、共生推進本部室のホームページからダウンロードするか、共生推進本部室執務室（県庁東庁舎2階）で入手すること。

共生推進本部室 <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/index.html>

9 参加意思表明書の提出

参加を希望する者は、参加意思表明書を提出すること。

(1) 提出書類

参加意思表明書【様式1】

(2) 提出期日

令和8年9月14日（月）17時まで（必着）

(3) 提出方法

電子メール、郵送、ファクシミリ又は持参のいずれかで、共生推進本部室へ提出すること。ファクシミリの場合は、未到着等の事故を防ぐため、送信後に電話で送付の旨を連絡すること。

10 誓約書等の提出

(1) 提出書類

ア 誓約書【様式2】

イ 事業所が販売している障がい者アートをモチーフとした商品の目録やカタログ等【任意様式】

ウ 令和7年4月～令和8年3月末の販売実績（販売日・販売場所）が分かる一覧表【任意様式】

エ 事業所概要（パンフ可）

(2) 提出期日

令和8年9月25日（金）17時まで（必着）

(3) 提出部数

3部（1部正本、残り2部は副本として複写可）

※提出された書類は、原則として返却しない。

(4) 提出方法

提出書類一式を、共生推進本部室宛て持参又は郵送により提出すること。

11 くじ引きについて

(1) 無効となる場合

提出書類が次の項目に該当する場合、参加無効となる場合があるため留意すること。

ア 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

ウ 虚偽の内容が記載されているもの

エ その他公募要項に違反すると認められるもの

(2) 結果の通知

令和8年10月上旬頃に通知する。

12 留意事項

- (1) 提出された書類は、原則として返却しない。
- (2) 提出期限以降における書類の差替え、追加提出及び再提出は認めない。
- (3) 提出された書類は、選定以外の目的には、無断で使用しないものとする。
- (4) 選定後、決定事業者名等は公表する。

問合せ先・書類提出先

神奈川県福祉子どもみらい局

共生推進本部室共生・人権同和グループ 担当 田村・青木

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1 東庁舎 2 階

電 話 045-210-4961 (直通)

ファクシミリ 045-210-8854

電子メール tomoiki.info.28gj@pref.kanagawa.lg.jp